

第七十五回国 参議院 地方行政委員会 會議録 第八号

昭和五十年三月三十一日(月曜日) 午後十時五十七分開会

委員の異動

三月二十八日 青井 政美君 補欠選任 岩男 頼一君
三月三十一日 大谷藤之助君 上條 勝久君 鍋島 直紹君 青井 政美君

出席者は左のとおり。

委員長 原 文兵衛君
理事 金井 元彦君 安田 隆明君 野口 忠夫君 神谷信之助君

委員

安孫子藤吉君 青井 政美君 井上 吉夫君 岩男 頼一君 上條 勝久君 夏目 忠雄君 橋本 繁蔵君 赤桐 操君 加瀬 完君 小山 一平君 和田 静夫君 阿部 憲一君 上林繁次郎君

市川 房枝君 福間 知之君

國務大臣

自治 大臣 福田 一君

自治大臣官房長 山本 悟君

自治大臣官房審 石見 隆三君

議官 自治省税務局長 首藤 堯君

政府委員

自治省税務局長 首藤 堯君

事務局側 常任委員会専門 伊藤 保君

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、大谷藤之助君及び鍋島直紹君が委員を辞任され、その補欠として上條勝久君及び青井政美君が選任されました。

○委員長(原文兵衛君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の質疑は前回終局しております。野口君から委員長の手元に、地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。まず、野口君提出の修正案の趣旨説明を聴取いたします。

たします。野口君。○野口忠夫君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党、公明党、日本共産党、第二院クラブを代表し、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政は、不況とインフレの共存する中でかつてない深刻な危機に直面しております。貧困な自主財源、高度成長のもとでの中央集権化、インフレと不況による収支バランスの崩壊という構造的、財政的要因こそ、今日の地方財政の危機の真の原因であります。こうした原因による地方財政危機を真に打開する道は、国、地方の財政を根本的に改め、自治体の自主財源を強化することにも財政自主権を保障する以外にありません。

しかしながら、自民党政府の改正案は、こうした基本的課題に何ら触れていないばかりか、依然として大企業優遇税制に終始しております。法人事業税に制限税率を設けることとの引きかえに、創設される事業所税は、自治体の財政自主権を否定するものであり、地方自治の本旨とは相入れないものであります。さらに個人住民税についても、課税最低限をわずかに二十万円程度引き上げたにすぎず、住民の税負担はますます過重なものとなっております。

したがって、自民党政府の不況とインフレ政策のもとで、増大する住民の税負担を軽減するとともに、法人課税の強化を図り、もって憲法に保障する地方自治の本旨を達成するため、緊急に必要と認められる事項について所要の修正を行うこととしたのであります。

以下、順を追って修正案の概要を御説明申し上げます。その一は、個人住民税についてでありまして、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十

四万円に引き上げ、平年度の課税最低限を約百七十万円といたしております。

また、障害者、寡婦等の非課税限度額を七十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も六十万円に引き上げております。

次に、現行道府県民税所得割り税率を、低所得者との負担の均衡を図るため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることといたしております。

その二は、法人についてであります。大企業の都市への集中は、いまや集積の効果よりもマイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。したがって、大企業にある程度の税負担を求めることはきわめて当然であり、そのため法人税割りを道府県民税にあっては、五・六%、市町村民税にあっては、一五・五%と引き上げることといたしております。ただし、中小企業については、負担増を避けるため、当分の間現行どおりといたしております。

第二は、事業税についてであります。二重課税の性格を持つ個人事業税は、将来、撤廃すべきであり、当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消を図るため、事業主控除を二百二十万円に引き上げるとともに、標準税率を第一種事業百分の四・一、第二種事業百分の三・三、第三種事業百分の二・五に引き下げることといたしております。

また中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を六十万円に引き上げることといたしております。法人事業税については、自治体の財政自主権を保障する立場から、制限税率を一四・四%といたしております。第三は、料理飲食等消費税についてであります。インフレのもとでの物価の高騰に対処するため、

旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除を二千元、免税点を四千元、飲食店等における免税点を二千元、チケットなどの免税点を千円に引き上げておきます。

第四は、固定資産税についてであります。地価の高騰による異常とも言うべき個人住宅の固定資産税を引き下げるため、二百平方メートルまで昭和四十七年度の税額に据え置くこととしたしております。

第五は、電気税であります。産業用の非課税措置については廃止することとしたしております。

第六は、事業所税であります。地域環境及び都市施設の整備のため、すべての市町村が目的税として条例で課税することができるものとし、公益上必要があると認める場合、非課税措置、課税標準の特例について条例で定めることができることとしたしております。

以上の修正により、昭和五十年度においては、個人住民税等においては二千六百十三億円、事業税においては二百二十億円、料理飲食等消費税において百七十一億円、固定資産税において百七十九億円の減税となりますが、法人税制、道府県民税所得割の税率の改定、産業用電気の新課税措置の廃止等によって一千八百八十九億円の増収が見込まれますので、差し引き道府県においては九百六十一億円、市町村においては三百三十三億円とそれぞれ減税となることが見込まれます。

以上が修正案の提案及び大要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) 野口君提出の修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより原案並びに野口君提出の修正案を一括して討論に入ります。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより原案並びに野口君提出の修

正案について採決に入ります。まず、野口君提出の修正案を問題に供します。野口君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者(挙手) 多数と認めます。よって、野口君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者(挙手) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

ただいま福田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田自治大臣。

○國務大臣(福田一君) 今後の地方税制の改正に当たりましては、地方税源の充実に意を用いますとともに、修正案におきましては、個人住民税の課税最低限を引き上げること、個人事業税の事業主控除を引き上げること、事業所税の課税団体を人口三十万以上の団体まで拡大すること、産業用電気の新課税措置を廃止すること等の内容がございますが、これらの諸問題につきましては、修正案の御趣旨を尊重しつつ、今後とも引き続き前向きに努力いたしたいと存じております。

また、一・二と要請されている法人事業税の制限税率については、今後なお慎重に対処いたしたいと存じます。

なお、タクシー等における中小企業に対する事業所税の課税の軽減については、地方団体において、その実態に即して、適宜、適切な措置をとるよう指導いたしたいと存じます。

○委員長(原文兵衛君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後十一時六分散会

〔参照〕 地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「使途等(第七百一条の七十三・第七百一条の七十四)」を「使途(第七百一条の七十三)」に改める。

第五項の改正規定及び同項第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第五項第五項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に同項第一号として次のように加える。

一 事業所税
第十七条の五第三項の改正規定中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十四条の五第一項第三号の改正規定中「六十万円」を「七十万円」に改める。

第三十二条第四項第一号の改正規定中「三十万円」を「六十万円」に改める。

第三十四条の改正規定を次のように改める。

第三十四条第一項第五号中「一万五千元を超える場合には、一万五千元とそれを超える金額(その金額が二万五千元を超えるときは、二万五千元)の二分の一の金額」を「一万五千元を超える四万円以下である場合には、一万五千元とそれを超える金額の二分の一に相当する金額との合計額とし、四万円を超える場合には、二万七千五百円とそれを超える金額(その金額が三万円を超えるときは、三万円)の四分の一に相当する金額」に改め、同項第六号中「十三万円」を「十八万円」に、「第五項」を「第四項」に、「十六万円」を「二十四万円」

に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十三万円」を「十八万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第二項中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割」に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四条の改正規定の次に次の三改正規定を加える。

第三十五条第一項を次のように改める。
所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六
第五十条の四の表を次のように改める。	
百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五

六百万円を超える金額

百分の六

第五十一条第一項中「百分の五・二」を「百分の五・六」に、「百分の六・二」を「百分の七」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号の改正規定中「三十万円」を「六十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「百八十万円」を「二百二十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条の二十二第六項中「百分の五」を「百分の四・一」に、「百分の四」を「百分の三・三」に、「百分の三」を「百分の一・五」に改める。

第七十二条の二十二第八項の改正規定中「一・一」を「一・二」に改める。

第七十四条第七項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百九十五条第一項中「千五百円」を「二千円」に改める。

第二百九十五条の四第一項の改正規定中「千七百円」を「二千円」に改め、同条第二項の改正規定中「八百五十円」を「千円」に改める。

第二百九十五条の五第一項の改正規定中「三千四百円」を「四千円」に改める。

第二百九十五条第三項の改正規定中「三千四百円」を「四千円」に、「千七百円」を「二千円」に改める。

第二百九十五条第一項第三号の改正規定中「六十万円」を「七十万円」に改める。

第三百十三号第四項第一号の改正規定中「三十万円」を「六十万円」に改める。

第三百十四号の二の改正規定を次のように改める。

第三百十四号の二第一項第五号中「一万五千元を超える場合においては、一万五千元とその超える金額(その金額が二万五千元を超えるときは、二万五千元)の二分の一の金額」を、「一万五千元を超え四万円以下である場合には、一万五千元とその超える金額の二分の一に相当する金額との

合計額とし、四万円を超える場合には、二万七千五百円とその超える金額(その金額が三万円を超えるときは、三万円)の四分の一に相当する金額」に改め、同項第六号中「十三万円」を「十八万円」に、「第五項」を「第四項」に、「十六万円」を「二十四万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十三万円」を「十八万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第二項中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割」に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百十四号の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三百十四号の六第一項中「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に改める。

第四百八十九号の改正規定を次のように改める。

第四百八十九号第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項から第十六項までを二項ずつ繰り上げる。

第四章第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に一節を加える改正規定(以下「第五節を加える改正規定」という。)中第七百一条の三十を次のように改める。

第七百一条の三十 市町村は、都市環境又は生活環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業税を課することができる。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三

十一第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十二第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第四項中「第七百一条の四十一第四項において「従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部等で事業所等の用に供するもの」という。)を削る。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十四第一項及び第二項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項に次の一号を加える。

三十一 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により事業税を課することを適当としない施設として当該市町村の条例で定める施設

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十四第四項から第七項まで中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第八項中「指定都市等」を「市町村」に改め、「第七百一条の四十一第四項において同じ。」及び「(第七百一条の四十一第四項において「防災建築街区」という。)を削り、同条第九項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十五第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十七中「指定都市等の区域」を「市町村の区域」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十九中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定中第七百一条の四十一を次のように改める。

(事業所の課税標準の特例)
第七百一条の四十一 市町村は、公益上その他の事由により前条に規定する事業所の課税標準により事業税を課することを適当としない施設

設については、同条の規定にかかわらず、当該市町村の条例で定めるところにより、同条に規定する課税標準となるべき面積又は金額から当該面積又は金額に一定の割合を乗じて得た面積又は金額を控除して得た面積又は金額を当該施設に係る事業所の課税標準とすることができる。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十三第一項から第三項まで中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十四中「指定都市等」とその他の市町村とを「二以上の市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十六及び第七百一条の四十七中「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十八中「所在の指定都市等の長」を「所在の市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十九第二項中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十中「指定都市等は」を「市町村は」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等の区域」を「市町村の区域」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十一中「指定都市等は」を「市町村は」に改め、「又は第七百一条の四十一第七項」を削り、「非課税等判定日」を「非課税判定日」に、「若しくは第九項又は第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第六項」を「又は第九項」に、「非課税等事業所用家屋」を「非課税事業所用家屋」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十二中「指定都市等の区域」を「市町村の区域」

三

に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「所在の指定都市等の長」を「所在地の市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十四中「指定都市等」を「市町村」に改める。
第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十五中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十七中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十八中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五十九第一項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の六十から第七百一条の六十二まで中「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の六十三から第七百一条の六十七まで中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の六十九中「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等の徴税吏員」を「市町村の徴税吏員」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の七十一中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第六款の款名中「使途等」を「使途」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の七十三中「指定都市等」を「市町村」に、「市街地開発事業その他の都市環境」を「都市環境又は生活環境」に改める。

第五節を加える改正規定中第七百一条の七十四を削る。

第七百三条の五の改正規定の次に次の改正規定

を加える。

第七百三十四条第三項中「あわせて」を「合わせて」に、「百分の十二・二」を「百分の十五・五」に、「百分の十七・三」を「百分の二十一・一」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に、「百分の二十・七」を「百分の二十五」に改める。
第七百三十五条の改正規定を次のように改める。

第七百三十五条中「及び第五項第一号」を「並びに第五項第一号及び第二号」に改める。
第七百三十六条の改正規定を次のように改める。

- 「一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

「一 事業所税

- 二 都市計画税
- 三 水利地益税
- 四 共同施設税
- 五 宅地開発税
- 六 国民健康保険税

第七百三十七条に一項を加える改正規定中「指定都市等」を「一の市」に改める。
附則第五条第三項の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

附則第七条第二項中「第一号又は第二項」を「第一号」に、「定める別表第一」を「別表の例によつて道府県の条例で定める特別徴収税額表（本条及び第五十条の八において「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」という。）に、「応ずる別表第一」を「応ずる退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に、「とする」を「と、同条第二項中「その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算

した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表に掲げる税額」とするに改め、同条第三項中「別表第一」を「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に改め、同条第五項及び第七項中「別表第二」を「別表」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。
（道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の特例）
第七条の二 中小企業者（中小企業基本法（昭和

三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対する第五十一条の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の五・六」とあるのは「百分の五・二」と、「百分の七」とあるのは「百分の六・二」とする。

2 中小企業者に対する第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十五・五」とあるのは「百分の十二・二」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四・五」とする。

3 当分の間、第七百三十四条第三項の表中
百分の二十一・一（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げる者をいう。以下この表において同じ。）に対しては百分の十七・三）
百分の二十五（中小企業者に対しては百分の二十・七）
とあるのは

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第十六条の改正規定の次に次の六改正規定を加える。

附則第十八条第九項中「及び昭和五十年年度分」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「当該年度分」を「同年度分」に改め、同条第十項中「及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年度分」を削り、同条第十一項中「及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度に係る賦課期日において地目の変換等があるもの（同条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）に係る同年度分」を削る。

附則第十八条に次の二項を加える。
12 昭和五十年年度分の固定資産税に限り、小規模住宅用地に係る同年度分固定資産税の額は、当

三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対する第五十一条の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の五・六」とあるのは「百分の五・二」と、「百分の七」とあるのは「百分の六・二」とする。

2 中小企業者に対する第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十五・五」とあるのは「百分の十二・二」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四・五」とする。

3 当分の間、第七百三十四条第三項の表中
百分の二十一・一（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条各号に掲げる者をいう。以下この表において同じ。）に対しては百分の十七・三）
百分の二十五（中小企業者に対しては百分の二十・七）
とあるのは

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第十六条の改正規定の次に次の六改正規定を加える。

附則第十八条第九項中「及び昭和五十年年度分」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「当該年度分」を「同年度分」に改め、同条第十項中「及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年度分」を削り、同条第十一項中「及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度に係る賦課期日において地目の変換等があるもの（同条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。）に係る同年度分」を削る。

「昭和四十八年度から昭和五十年年度まで」と、「同年度分」とあるのは「昭和五十年年度分」と、「昭和四十八年度」とあるのは「昭和四十七年度」と、「住宅用地(第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）」とあるのは「宅地」と、第十一項中「昭和四十九年度」とあるのは「昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度」と、「第三百四十九条第二項ただし書」とあるのは「昭和四十九年度又は昭和五十年年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては第三百四十九条第二項ただし書又は第三項ただし書若しくは第五項ただし書」と、「同年度分」とあるのは「昭和五十年年度分」と、「昭和四十八年度」とあるのは「昭和四十七年度」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第四項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十二項」に改める。
附則第二十三條中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十二項」に、「同条第九項」を「同条第九項若しくは第十二項」に改める。
附則第二十四條中「同条第九項」を「第九項若しくは第十二項」に、「若しくは小規模住宅用地調整固定資産税額」を「小規模住宅用地調整固定資産税額若しくは小規模住宅用地固定資産税額」に改める。
附則第二十八條第一項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十二項」に改め、同項の表のうち調整対象小規模住宅用地の項を次のように改める。

調整対象小規模住宅用地	昭和四十九年度	昭和五十年年度
	当該調整対象小規模住宅用地(政令で定めるものを除く。)の附則第十八條第九項第一号に掲げる額又は同項第二号に掲げる額のうちいずれが多い額	昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格(同年度分の固定資産税につき昭和四十八年改正前の法附則第十八條第一項の規定の適用があつた宅地等については、昭和四十七年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額)

附則第三十二條の二を附則第三十一條の三とし、附則第三十二條の次に一條を加える改正規定中「指定都市等」を「市町村」に改め、「第七百一十一條の四十一第一項の表の第十一号の規定にかかわらず」を削り、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三十三條の二第二項第一号及び第三項第二号中「百分の五・二」を「百分の五・六」に改め、同条第六項中「百分の五・二」を「百分の五・六」に、「百分の十二・一」を「百分の十五・五」に改める。

附則第三十七條第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

別表第一を削り、別表第二中「別表」を「表」に改める。
附則第一條ただし書中「第一項及び第二項、第四百九十九條第二項並びに」を「第四百九十九條第二項及び」に、「附則第二十六條」を「附則第二十四條」に、「第百十四條の四」を「第百十四條の三第一項、第百十四條の四」に改める。
附則第三條第一項中「道府県民税に関する部分」の下に「(新法第五十條の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。）」を加え、同条第二項中「三十万円」を「六十万円」に、「二十七万五千円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「道府

府県民税に関する部分」の下に「(新法第五十一條第一項(新法附則第七條の二第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。))」に規定する税率に関する部分を除く。』を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 新法の規定中第五十條の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和五十一年一月一日以後に支払われるべき利息に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。
4 新法第五十一條第一項及び附則第七條の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度の法人の道府県民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税額)を含まむ。以下この項において同じ。』について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税額)に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算所得に対する法人税額)を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。
以下この項において同じ。』について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以前に解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。
附則第十一條中「第一項及び第二項並びに」を「及び」に改める。
附則第十五條を削り、附則第十六條を附則第十五條とし、附則第十七條を附則第十六條とし、附則第十八條を附則第十七條とし、同条の次に次の一條を加える。
(都の特例に関する規定の適用)
第十八條 新法第七百三十四條第三項及び附則第七條の二第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税額)を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この項において同じ。』について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び施行日以前に解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

附則第二十一條及び附則第二十二條を削り、附則第二十三條を附則第二十一條とし、附則第二十四條から附則第二十七條までを二条ずつ繰り上げる。
三月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方財政確立に関する請願(第一九四号)

附則第二十一條及び附則第二十二條を削り、附則第二十三條を附則第二十一條とし、附則第二十四條から附則第二十七條までを二条ずつ繰り上げる。

(第一九九五号)(第一九九六号)(第一九九七号)(第二二六六号)

一、昭和五十年度地方公務員の共済年金、恩給の抜本的改善に関する請願(第二〇八四号)(第二一五三号)

一、東京都財政確立に関する請願(第二二五二号)(第二二四五号)(第二二四六号)

第一九九四号 昭和五十年三月十四日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 広島県三次市栗屋町四、一九五

伊藤恒夫

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一九九五号 昭和五十年三月十四日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 広島県尾道市平崎町四ノ二七

志茂信夫

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一九九六号 昭和五十年三月十四日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西一二丁目

くろろビル内 片平久雄

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第一九九七号 昭和五十年三月十四日受理
地方財政確立に関する請願(五通)

請願者 千葉県八日市場市春海二、一二五

鈴木良雄外四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二二六六号 昭和五十年三月十九日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 栃木市万町二ノ一六 宮田恵美子

外千六百八十四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

第二〇八四号 昭和五十年三月十七日受理
昭和五十年度地方公務員の共済年金、恩給の抜本的改善に関する請願

請願者 名古屋市中種区下方町五ノ二七

松原正之外二名

紹介議員 辻 一彦君

昭和五十年度の地方公務員の共済年金、恩給の改定に当たつては、いわゆる社会保険方式、又は恩恵的給与という考え方を改め、社会保障の理念に基づいた抜本的な改善を講じ、次の事項の実現を図らねばならぬ。

一、地方公務員の年金、恩給(遺族、廃疾を含む)の改定は、地方公務員給与の上昇率に合わせたスライド制として法制化すること。

二、年金、恩給改定の一年四箇月遅れを完全に解消し、実施期日は国家公務員と同様四月一日とすること。

三、年金、恩給の積残し分を解消し格差是正を行うこと。(実施期日を五十一年一月にずらし、この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。)

四、遺族年金、恩給は遺族の生活窮乏の実情にかんがみ支給率を八十パーセントに引き上げること。

五、年金、恩給の最低保障額は低きに失するの大幅に引き上げ、かつ、制度化すること。

六、年金の最高七割制限を撤廃すること。

七、通算退職(老齢)年金に遺族年金制度を設けること。

八、通算退職年金を次のように是正すること。

1 通算年金方式による年金改定額について「共済控除期間」は百分の四十五控除しているが、これを削除すること。

2 通算年金方式による年金改定額について定額部分二十年未満の者についても二十年を確保すること。

九、労働運動により解雇された者の年金八割制限を撤廃すること。

十、年金、恩給は非課税とすること。

十一、年金に対する国庫負担を大幅に引き上げること。

理由

地方公務員の共済年金、恩給は、狂乱物価の中でその改定が一年四箇月も遅れ、遺族年金、恩給が依然として本人支給の五十パーセントに抑えられ、最低保障額が生活扶助基準よりはるかに下回ること、また昭和五十年で恩給算定に当たつて積残し(格差是正)分六・八パーセントの実施をずらし、最低保障を減額する等々生活実態をかなりみない施策、制度であるといわざるをえない。

第二一五三号 昭和五十年三月十七日受理
昭和五十年度地方公務員の共済年金、恩給の抜本的改善に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西七丁目全道庁会館内全道庁退職者会内 村岡

重夫外十名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二〇八四号と同じである。

第二一五一号 昭和五十年三月十七日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区梅田四ノ三七ノ五

秋山恒夫外百九十六名

紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第二二四五号 昭和五十年三月十八日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都墨田区本所一ノ四ノ四 開

発忍外三百九十一名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第二二四六号 昭和五十年三月十八日受理
東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区梅田七ノ二九ノ一〇

平田淑子外二百四名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第二二四八号 昭和五十年三月十八日受理
昭和五十年度地方公務員の共済年金及び恩給の抜本的改善に関する請願

請願者 熊本県飽託郡飽田町会富一、二二

七 岡本勝記外八十四名

紹介議員 寺本 広作君

昭和五十年度の地方公務員の共済年金、恩給の改定に当たつては、いわゆる社会保険方式、又は恩恵的給与という考え方を改め、社会保障の理念に基づいた抜本的な改善を講じ、次の事項の実現を図らねばならぬ。

一、地方公務員の年金、恩給(遺族、廃疾を含む)の改定は、地方公務員給与の上昇率に合わせたスライド制として法制化すること。

二、年金、恩給改定の一年五箇月遅れを完全に解消し、実施期日は国家公務員と同様四月一日とすること。

三、年金、恩給の積残し分を解消し格差是正を行うこと。(実施期日を五十一年一月にずらし

ているが、これは当然年金、恩給の改定期日とすべきである。

四、遺族年金、恩給は遺族の生活窮乏の実情にかんがみ支給率を八十パーセントに引き上げること。

五、年金、恩給の最低保障額は低きに失するの大幅に引き上げ、かつ、制度化すること。

六、年金、恩給は非課税とすること。

理由

地方公務員の共済年金、恩給は、狂乱物価の中でその改定が一年五箇月も遅れ、遺族年金、恩給が依然として本人支給の五十パーセントに抑えられ、最低保障額が生活扶助基準よりはるかに下回ること、また昭和五十年年度恩給予算査定に当たつて積残し（格差是正）分六・八パーセントの実施をすらし、最低保障を減額する等々生活実態をかえりみない施策、制度であるといわざるをえない。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、人口の急激な増加に伴う公共施設及び公益的施設の整備に関する特別措置法案（上林繁次郎君外一名発議）

人口の急激な増加に伴う公共施設及び公益的施設の整備に関する特別措置法案

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 人口急増市町村における公共施設及び公益的施設の整備（第四条—第十四条）
- 第三章 児童生徒急増市町村における学校施設の整備（第十五条—第十六条）
- 第四章 宅地開発等に係る調整措置（第十七条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口が急激に増加し又は増加する見込みのある地域等において公共施設及び公益的施設の整備を推進するとともに、宅地開発等と生活環境との調和を図るために必要な特別措置を講ずることにより、良好な生活環境を確保し、もつて地域社会の調和ある発展と住民福祉の維持向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「人口急増市町村」とは、第一号又は第二号に該当する市町村をいう。

一 昭和四十五年以降に行われた国勢調査等（国勢調査その他の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条の規定による指定統計調査をいう。以下この号において同じ。）の結果による公表された当該市町村の人口が、その国勢調査等（以下この号において「最近国勢調査等」という。）の前において行われた直近の国勢調査等（以下この号において「前回国勢調査等」という。）の結果による公表された当該市町村の人口に比し、百分の二に前回国勢調査等の基準となつた日の属する年の翌年から起算して最近国勢調査等の基準となつた日の属する年までの年数を乗じて得た割合以上、かつ、五千人以上増加したこと。

二 大規模な宅地開発等が行われることにより、当該市町村の人口が政令で定める期間内に三千人以上増加することが、政令の定めるところにより、ほぼ確実と認められること。

2 この法律において「児童生徒急増市町村」とは、人口急増市町村以外の市町村で第一号又は第二号に該当するものをいう。

一 最近の学校基本調査（統計法第三条に規定する指定統計調査で学校に係るものをいう。以下この項において同じ。）の結果による当該市町村の児童（学校教育法（昭和二十二年法

律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。）の数が、その学校基本調査の基準となつた日の属する年の三年前の学校基本調査の結果による当該市町村の児童の数に比し、百分の六以上、かつ、五百人以上増加したこと。

二 最近の学校基本調査の結果による当該市町村の生徒（学校教育法第三十九条に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。）の数が、その学校基本調査の基準となつた日の属する年の三年前の学校基本調査の結果による当該市町村の生徒の数に比し、百分の六以上、かつ、二百五十人以上増加したこと。

3 この法律において「宅地開発等」とは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更又は一団の土地における住宅の建築をいう。

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、その政策全般にわたり、必要な施策を講ずるものとする。

第二章 人口急増市町村における公共施設及び公益的施設の整備

（人口急増市町村施設整備計画）

第四条 人口急増市町村は、その区域において良好な生活環境を確保するため、速やかに、当該市町村の議会の議決を経て人口急増市町村施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を定めるものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県と協議するものとする。

2 施設整備計画は、次の各号に掲げる施設その他の公共施設及び公益的施設（以下「公共施設等」という。）の整備に関する事項について定めるものとする。

- 一 教育及び文化に関する施設
- 二 公衆衛生施設
- 三 児童福祉その他の福祉施設
- 四 道路その他の交通施設

五 公園、緑地、広場その他の公共空地

六 消防施設

3 施設整備計画は、他の法令の規定によるその地域の整備に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画に適合するように定めなければならない。

4 人口急増市町村は、施設整備計画を定めるときは、直ちに、自治大臣にこれを提出しなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定による施設整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容に関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該施設整備計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

6 前五項の規定は、施設整備計画の変更について準用する。

第五条 人口急増市町村が更に第二条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた場合における施設整備計画の策定は、現に施設整備計画があるときは当該施設整備計画の変更によつてするものとする。

（都道府県の施策）

第六条 都道府県は、施設整備計画に関し、当該人口急増市町村に協力して、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

（関係行政機関の長の協力）

第七条 自治大臣は、施設整備計画の実施及び都道府県が人口急増市町村に協力して講ずる施策の実施に関し必要がある場合には、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。（助言及び調査）

第八条 自治大臣は、人口急増市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調

査を行うことができる。

(国の負担又は補助の特例)

第九条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業のうち別表に掲げる施設に係るものによる経費について、これに対する国の負担又は補助を定める法令の規定にかかわらず、同表に定める割合により、その一部を負担し、又は補助する。この場合において、国の負担又は補助に關しては、その負担又は補助の割合に係る部分を除き、当該法令に準じて政令で定める。

2 前項の規定は、同項の経費につき適用される他の法令の規定による国の負担金又は補助金の額が同項の規定による国の負担金又は補助金の額を超えるときは、適用しない。

(国の補助)

第十条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業のうち第一号及び第二号に掲げるものに要する経費について、当該市町村に対し、政令の定めるところにより、その一部を補助する。この場合において、その補助の割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一 小学校及び中学校の用に供する土地の取得
二分の一

二 幼稚園の建物の新築及び増築(買取その他これに準ずる取得を含む。)並びに設備の整備
三分の一

第十一条 前二条に規定するもののほか、国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業について、当該市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

(地方債の利子補給等)

第十二条 人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてそ

の財源とすることができる。

2 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業につき当該市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で利率が年三・五パーセントを超えるもの(自治大臣が指定するものを除く。)につき、政令で定める基準により、年六パーセントの範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を限度として、当該地方債の各年度分の利子支払額のうち、利率を年三・五パーセントとして計算して得た額を超える部分に相当する金額を、当該市町村に補給するものとする。

(資金の確保等)

第十三条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の金融上の援助に努めなければならない。

(国の普通財産の譲渡)

第十四条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業の用に供するため必要があると認めるときは、当該市町村に対し、普通財産を譲渡することができる。

第三章 児童生徒急増市町村における学校施設の整備
(学校施設整備計画)

第十五条 児童生徒急増市町村は、速やかに、当該市町村の議会の議決を経て小学校又は中学校の施設の整備に關する事項について学校施設整備計画を定めるものとする。

2 学校施設整備計画は、他の法令の規定によるその地域の整備に關する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の都市計画に適合するよう定めなければならない。

3 児童生徒急増市町村は、学校施設整備計画を定めたときは、直ちに、自治大臣及び文部大臣にこれを提出しなければならない。

4 前三項の規定は、学校施設整備計画の変更について準用する。

5 第五條の規定は、児童生徒急増市町村について準用する。

て準用する。この場合において「第二條第一項第一号又は第二号」とあるのは「第二條第二項第一号又は第二号」と読み替へるものとする。

(準用)

第十六条 児童生徒急増市町村が学校施設整備計画に基づいて行う事業のうち、第一号に掲げる施設に係るものに要する経費については第九條(別表を含む。)の規定を、第二号に掲げるものに要する経費については第十條の規定を、それぞれ準用する。

一 小学校及び中学校の校舎、屋内運動場、水泳プール並びに学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三條第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設及び設備

二 小学校及び中学校の用に供する土地の取得
2 第一條から第十四條までの規定は、児童生徒急増市町村が学校施設整備計画に基づいて行う事業について準用する。

第四章 宅地開発等に關する調整措置
(宅地開発等に関する届出等)

第十七条 客地開発等で次項に定める規模のものを行う者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等の計画の概要を市町村長に届け出なければならない。この場合において、その届出を受けた市町村長は、その写しを都道府県知事及び関係市町村の長に送付するものとする。

2 前項の規模は、次の各号に定めるものとする。
ただし、市町村は、良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で、これらの規模以下の規模を定めることができる。

- 一 土地の区画形質の変更にあつては次のいずれかに該当するもの
イ 土地の面積が一ヘクタール以上のもの
ロ 住宅の用に供する土地の区画数が五十区画以上のもの
ハ その土地に建築の予定される住宅の戸数が五十戸以上のもの

二 住宅の建築にあつては一団の土地における住宅の戸数が五十戸以上のもの

3 市町村長は、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該宅地開発等の計画の変更等を求めることができる。

(公共施設等の用地の確保)

第十八條 事業者は、良好な生活環境を確保するためその宅地開発等に伴い必要となる公共施設等(以下「関連公共施設等」という。)を設置すべき地方公共団体(道路に關しては、その管理者となるべき地方公共団体)の申出があつたときは、当該関連公共施設等の用に供する土地を確保するものとする。

(立替施行)

第十九條 宅地開発等を行う国、地方公共団体及び日本住宅公団その他のこれに準ずる者で政令で定めるもの並びにこれらの者以外の事業者で次の各号の一に該当するものは、関連公共施設等を設置すべき地方公共団体(道路に關しては、その管理者となるべき地方公共団体)の申出があつたときは、これとの協議に基づき、当該地方公共団体に代わつて当該関連公共施設等の整備を行うものとする。

一 その宅地開発等を住宅金融公庫から融資を受けて行う者

二 その区画形質の変更を行う土地の面積が十ヘクタール以上又はその住宅の用に供する土地の区画数が五百区画以上若しくはその土地に建築の予定される住宅の戸数が五百戸以上である者

三 その建築する一団の土地における住宅の戸数が五百戸以上である者
2 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令の定めるところにより、当該関連公共施設等の整備を行った者に対し、当該関連公共施設等の引渡しを受けた後三年内に、その整備に要した費用を支払うものとする。ただし、その整備に要した費用の額のうち国又は都道府県から

交付を受ける負担金又は補助金及び当該地方公共団体の起こす地方債によって充当することができる部分以外の部分については、政令の定めるところにより、国、地方公共団体及び前項の政令で定める者に対しては二十五年以内、同項第一号に該当する者に対しては十年以内に支払うことができる。

(罰則)

第二十条 第十七条第一項前段の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十一条 第二条第一項第一号に規定する割合の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用、特別区又は特別区の存する区域に関するこの法律の規定の適用について必要な特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項及び第二十条並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(宅地開発等の届出に係る経過措置)

2 この法律の施行の際現に宅地開発等で第十七条第二項に定める規模のものを行つてゐる者は、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等の現況及び計画の概要を市町村長に届け出なければならぬ。同条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前項前段の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

(失効)

4 この法律は、昭和六十年三月三十一日限り、その効を失う。

(失効に係る経過措置)

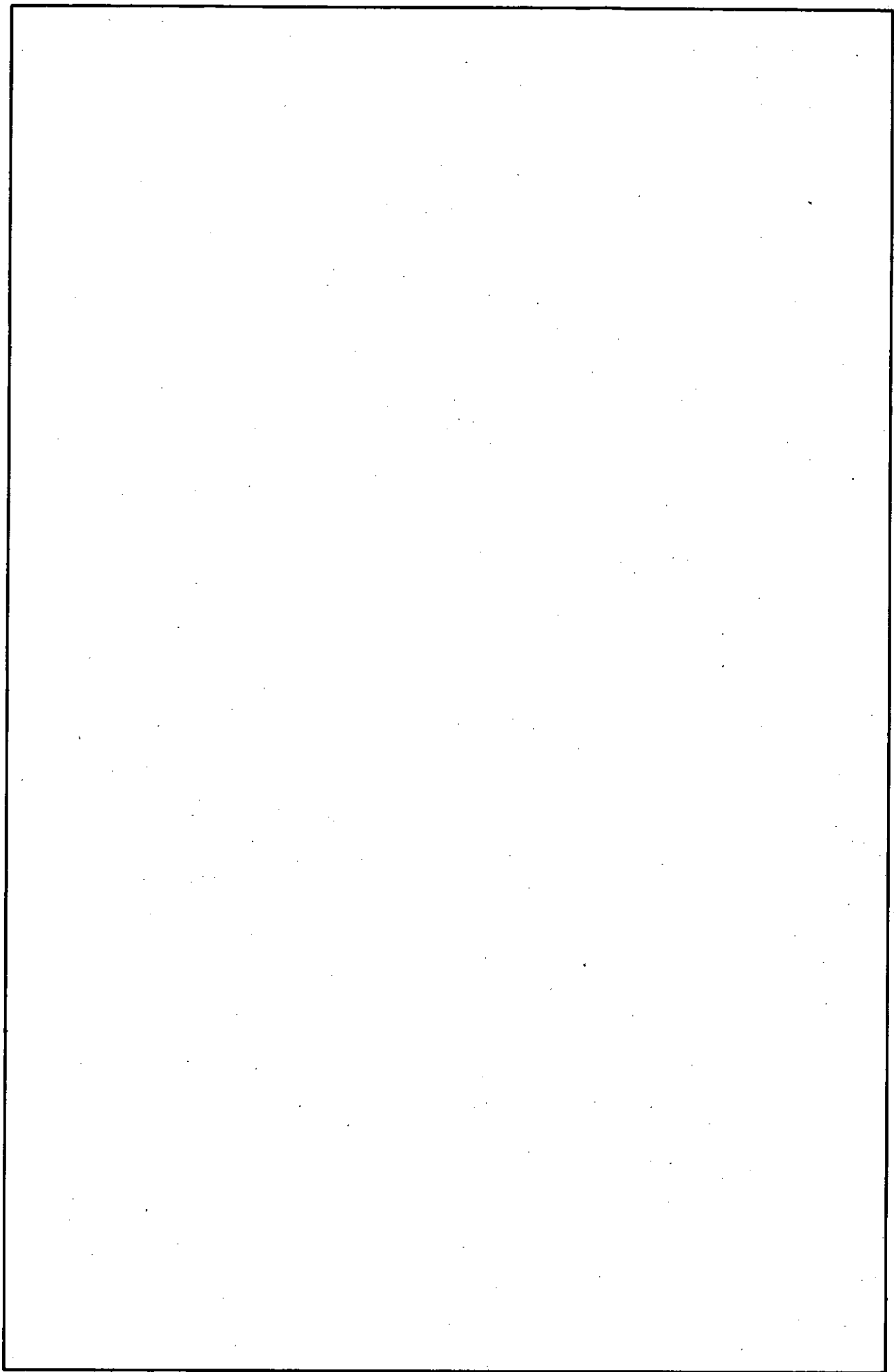
5 第九条(別表を含む)から第十一条まで(第十六条において準用する場合を含む)の規定は施設整備計画又は学校施設整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和六十年度に繰り越されるものに関し、第十二条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む)の規定はこの法律の失効前に起債の許可の

あつた地方債に関し、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。
6 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の失効後もなお従前の例による。

別表(第九条、第十六条関係)

施設	区分	国の負担又は補助の割合
小学校及び中学校の校舎、屋内運動場、水泳プール並びに学校給食法		四分の三
第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設及び設備		三分の二
公民館の施設		三分の二
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道		三分の二
道		三分の二
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第二項に規定する一般廃棄物処理施設		三分の二
保育所の設備		二分の一から三分の二まで
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路		三分の二
都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園		三分の二
消防の用に供する施設		三分の二

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、初年度三千億円の見込みである。



第二部

地方行政委員会會議錄第八号

昭和五十年三月三十一日

【参議院】

昭和五十年四月十六日印刷

昭和五十年四月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W